



# 中国GDP、第1四半期は初のマイナス ～新型コロナの影響を受け、前年同期比6.8%減～

中国国家统计局は4月17日、第1四半期(1-3月)の経済統計を発表した。第1四半期の国内総生産(GDP)は、前年同期比6.8%減となり、四半期の統計で遡れる1992年以降で初のマイナスとなった。新型コロナウイルス感染拡大抑制に向けた措置により、工場やショッピングモール、レストランなどが軒並み閉鎖となり、経済活動が停止したことが響いた。

以下、主要指標を抜粋し紹介する。

## ◇国内総生産(GDP)

第1四半期の国内総生産(GDP)は、前年比6.8%減の20兆6,504億元となった。産業別にみると、第1次産業が3.2%減の1兆186億元、第2次産業が9.6%減の7兆3,638億元、第3次産業が5.2%減の12兆2,680億元となった。

### <第1四半期産業別GDP>

項目	金額(億元)	前年比	割合
国内総生産(GDP)	20兆6,504	▲6.8%	100.0%
うち第一次産業	1兆186	▲3.2%	4.9%
第二次産業	7兆3,638	▲9.6%	35.7%
第三次産業	12兆2,680	▲5.2%	59.4%

## ◇農業

第1四半期、農業の付加価値額(付加価値ベースの生産高)は前年同期比3.5%増となった。気候に恵まれ、穀物が好調で、全般的に安定した生産を維

持することができた。国内の主要農業地帯の天候がよく、春の田起こし・種まきが順調に進み、冬小麦の生育状況は例年を上回った。

たまごの生産量は前年比4.3%増、牛乳は4.6%増、食肉(豚肉・牛肉・羊肉・鳥肉)全体の生産量は1,813万トだった。豚の生産能力は徐々に回復し、第1四半期末の豚飼育頭数は3億2,120万頭と前年第4四半期(2019年10-12月)末比で3.5%増となり、うち繁殖が可能なメス豚の飼育頭数は9.8%増の3,381万頭となった。

## ◇工業

第1四半期、全国の一定規模(年間売上高2,000万元)以上の工業企業の付加価値額は前年同期比8.4%減となった。工業生産が低迷する中、素材産業とハイテク製造業は成長を維持した。うち3月は前年同月比1.1%減となり、減少幅は1-2月より12.4ポイント縮小した。また前月比では32.1%増となり、工場出荷規模が前年同期の水準に近づいた。

カテゴリー別では、国有持株企業(政府の過半出資)の付加価値額は前年同期比6.0%減、株式制企業は8.4%減、外資系および香港・マカオ・台湾企業は14.5%減、民間企業は11.3%減だった。三大分類別では、鉱業の付加価値額が1.7%減、製造業が10.2%減、電力・熱・ガス及び水の生産・供給業が5.2%減だった。基礎原材料と新製品の生産が好調

## 目次

中国GDP、第1四半期は初のマイナス～新型コロナの影響を受け、前年同期比6.8%減～	1
6月以降の行事案内	5
中国企業信用調査のご案内	5
【密着】経営者に今こそ知って欲しいー中国における個人情報保護の重要性ー	6

煙台国際投資誘致産業園～標準地の誘致を実施、対外開放の新エリアに～	10
滄州デスクNEWS	12
西安デスクNEWS	13
青島デスクNEWS	14
中国短信	15
中国経済データ	17

を維持し、天然ガス、不織布、化学医薬品原薬、原油、非鉄金属10品目、エチレン、粗鋼生産量がそれぞれ9.1%、6.1%、4.5%、2.4%、2.1%、1.3%、1.2%増となった。自販機、券売機、電子部品、集積回路、都市軌道車両、太陽光電池の生産量はそれぞれ35.3%、16.2%、16.0%、13.1%、3.4%増となった。

3月のハイテク製造業は前年同月比8.9%増となり、うちPC・通信・その他電子設備製造業は9.9%増となった。産業用ロボットと発電機の実生産量はそれぞれ12.9%増、20.0%増と伸びた。

#### <1-3月の主要工業製品生産量>

項目	単位	生産量	前年比 (%)
発電量	億kW/h	15,822	▲6.8
製鉄	万トン	19,974	2.4
粗鋼	万トン	23,445	1.2
鋼材	万トン	26,742	▲1.6
セメント	万トン	29,907	▲23.9
原油加工量	万トン	14,928	▲4.6
10種非鉄金属	万トン	1,417	2.1
コークス	万トン	10,950	▲4.1
硫酸	万トン	1,867	▲10.1
カ性ソーダ	万トン	823	▲9.0
エチレン	万トン	515	1.3
化学繊維	万トン	1,216	▲10.0
平板ガラス	万重量箱	22,981	1.9
パソコン	万台	5,624	▲17.7
集積回路	億個	508	16.0
自動車	万台	347	▲44.6
うちセダン	万台	130	▲47.6

#### ◇サービス業

第1四半期、第3次産業の付加価値額は前年同期より減少したが、うち情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業および金融業はそれぞれ13.2%増、6.0%増となった。3月の全国サービス業生産指数は9.1%減となったが、減少幅は1～2月より3.9ポイント縮小した。1～2月の一定規模以上のサービス業企業(年間売上高1,000万元以上または年末の従業員が50人以上の法人事業所など)の売上高は前年同期比12.2%減となったが、うちインターネット・関連サービス、ソフトウェア・情報技術サービス業はそれぞれ10.1%増、0.7%増となった。

3月のサービス業ビジネス活動指数は51.8と、前月より21.7ポイント回復した。うち交通運輸・倉庫、郵便業、小売業・通貨金融サービスなどの業種のビジネス活動指数はそれぞれ59.3%、60.6%、62.9%と比較的に高い数値を示した。市場予想を

みると、サービス業の業務活動予想指数は56.8%で、前月より17.1ポイント回復した。

#### ◇商業

第1四半期の社会消費財小売総額は前年同期比19.0%減の7兆8,580億円となった。うち3月は15.8%減の2兆6,450億円となり、減少幅は1～2月より4.7ポイント縮小した。商品小売りは12.0%減となり、減少幅は1～2月より5.6ポイント縮小した。エリア別にみると、第1四半期の都市における消費財小売額は19.1%減の6兆7,855億円、農村の消費財小売額は17.7%減の1兆7,250億円となった。カテゴリー別にみると、飲食業の収入は44.3%減の6,026億円、商品小売りが15.8%減の7兆2,553億円となった。住民の生活に欠かせない商品が伸びを示し、一定限度額以上の事業所(年間売上高2,000万元以上の卸売企業、同500万元以上の小売企業)の食糧・油脂・食品類、飲料類、漢方・西洋薬品類商品はそれぞれ12.6%、4.1%、2.9%増となり、1～2月に比べそれぞれ2.9、1.0、2.7ポイント上がった。全国のネット小売額は前年同期比0.8%減の2兆2,169億円となった。うち現物商品ネット販売額は5.9%増の1兆8,536億円となり、伸び率は1～2月より2.9ポイント上がった。社会消費財小売総額の全体に占める割合は23.6%と、1～2月より2.1ポイント上がり、存在感を見せている。

#### <1-3月の社会消費財小売総額>

項目	金額 (億円)	前年比 (%)
社会消費財小売総額	78,580	▲19.0
うち都市	67,855	▲19.1
農村	10,725	▲17.7
飲食業収入	6,026	▲44.3
うち一定限度額以上	1,278	▲41.9
商品小売業	72,553	▲15.8
うち一定限度額以上	25,771	▲18.9
全国ネット小売額	22,169	▲0.8
うち商品現物取引	18,536	5.9

#### ◇固定資産投資

第1四半期、全国の固定資産投資(農業を除く)は前年同期比16.1%減の8兆4,145億円で、減少幅は1～2月期より8.4ポイント縮小した。分野別では、インフラ投資が19.7%減、製造業投資が25.2%減、不動産開発投資が7.7%減となり、減少幅は1～2月よりそれぞれ10.6ポイント、6.3ポイント、8.6

ポイント縮小した。

分譲住宅の販売面積は26.3%減の2億1,978万平方メートルで、減少幅は1～2月より13.6ポイント縮小した。分譲住宅の売上高は24.7%減の2兆365億円で、減少幅は1～2月より11.2ポイント縮小した。

産業別では、第1次産業への投資が前年同期比13.8%減、第2次産業への投資が21.9%減、第3次産業への投資が13.5%減、民間投資は18.8%減となり、減少幅は1～2月期よりそれぞれ11.8ポイント、6.3ポイント、9.5ポイント、7.6ポイント縮小となった。ハイテク産業への投資は12.1%減少し、減少幅は投資全体を4.0ポイント下回った。うちハイテク製造業とハイテクサービス業への投資はそれぞれ13.5%減、9.0%減となった。ハイテク製造業のうち、コンピュータ・OA機器製造への投資は3.2%増となった。ハイテクサービス業では電子商取引(EC)サービスへの投資が39.6%増、専門技術サービスへの投資が36.7%増、科学技術実用化サービスへの投資が17.4%増となった。

<1-3月の固定資産投資>

項目	投資額(億円)	伸率(%)
固定資産投資	84,145	▲16.1
うち国営企業	N/A	▲12.8
民営企業	47,804	▲18.8
不動産開発	21,963	▲7.7
住宅	16,015	▲7.2
ビル	1,036	▲10.8
オフィス	2,106	▲14.8
産業別	第一次	1,643 ▲13.8
	第二次	25,253 ▲21.9
	第三次	57,249 ▲13.5
地域別	東 部	N/A ▲12.3
	中 部	N/A ▲27.8
	西 部	N/A ▲10.8
	東 北	N/A ▲14.2

社会分野への投資は8.8%減となった。うち衛生分野への投資は0.9%減と、減少幅が投資全体を15.2ポイント下回った。バイオ医薬品製造業など感染症対策関連業種への投資は伸びを維持し、重点防疫建設工事が急ピッチで進められた。

3月の固定資産投資(農業を除く)は前月比で6.1%増となった。

◇**対外貿易**

第1四半期の貿易総額は前年同期比6.4%減の

6兆5,742億円となった。うち輸出は11.4%減の3兆3,363億円、輸入は0.7%減の3兆2,380億円となり、輸出から輸入を差し引いた貿易収支は983億円の黒字となった。貿易総額に占める通常貿易の割合は60.0%と前年同期比で0.4ポイント拡大した。

第1四半期、一定規模(本業の年間売上高が2,000万円)以上の工業企業の出荷額は前年同期比10.3%減の2兆4,082億円で、減少幅は1～2月より8.8ポイント縮小した。

3月単月の貿易総額は前年同月比0.8%減の2兆4,459億円と、減少幅は1～2月より8.7ポイント縮小した。うち輸出は3.5%減の1兆2,927億円、輸入は2.4%増の1兆1,532億円となり、通常貿易の輸入は4.0%増となった。一定規模以上の工業企業の出荷額は3.1%増の1兆307億円となった。

<1-3月の輸出入額>

項目	金額(億円)	伸率(%)
輸出入総額	65,742	▲6.4
うち、輸出	33,363	▲11.4
輸入	32,380	▲0.7

◇**物価**

第1四半期、消費者物価は前年同期比4.9%増となり、消費者物価の上昇幅が縮小した。うち、3月の消費者物価は前年同月比4.3%増で、前月比では1.2%減の0.9ポイント縮小となった。

<1-3月の消費者物価指数>

項目	前年比(%)
消費者物価指数(CPI)	4.9
都市	4.6
農村	5.9
食品、たばこ、酒	14.9
衣服	0.2
居住(家賃、修繕、燃料費を含む)	0.2
生活用品及びサービス	0.2
交通及び通信	▲1.5
教育・文化・娯楽	1.9
医療・保健	2.2
その他	4.9

第1四半期、都市では4.6%増、農村では5.9%増となった。分類別で見ると、食品・たばこ・酒類の価格は前年同期比14.9%増、衣類0.2%増、住居0.2%増、生活用品およびサービス0.2%増、交通・通信1.5%減、教育文化・娯楽1.9%増、医療保健2.2%増、その他用品およびサービス4.9%増と

なった。食品・たばこ・酒類のうち、食糧が0.6%増となった。生鮮野菜は9.0%増となった。豚肉は122.5%増となり、うち3月は116.4%増と、前月比で18.8ポイント下落した。食品とエネルギーを除くコアCPIは1.3%増となった。

第1四半期、工業生産者物価指数は前年同比0.6%減となり下落幅が拡大した。うち3月は前年同月比1.5%減、前月比で1.0%下落、前年同月比の下落幅は1～2月と比べ1.1ポイント拡大した。第1四半期、工業生産者購入価格は前年同期比0.8%減となった。うち3月は前年同月比1.6%減、前月比では1.1%減となった。

#### <1-3月の工業生産者物価指数>

項目	前年比 (%)
工業生産者物価指数(PPI)	▲0.6
うち、生産資材	▲1.3
うち、採掘	0.6
原材料	▲2.7
加工	▲0.9
生活資材	1.3
うち、食品	4.9
衣類	▲0.4
一般日用品	0.1
耐久消費財	▲2.0
工業生産者仕入物価指数	▲0.8
うち、燃料、動力類	▲1.7

#### ◇就業

第1四半期、全国都市部における新規就業者数は229万人だった。全国都市部の失業率はやや低下し、雇用情勢は全体的に安定した。3月、全国都市部の失業率は5.9%と、前月比で0.3ポイント下がった。うち25～59歳の失業率は5.4%で、全国都市部の失業率を0.5ポイント下回り、前月比で0.2ポイント下落した。31大都市における失業率は5.7%で前月並みだった。3月、全国企業就業者の週平均勤務時間は44.8時間と、前月比で4.6時間増となった。2月末の時点で、農村からの出稼ぎ労働者は1億2,251万人だった。

#### ◇住民収入

第1四半期、住民1人当たり可処分所得は8,561元と、名目で前年同期比0.8%増、物価要因を除いた実質では3.9%減となった。都市部の住民1人あたり可処分所得は1万1,691元で、名目で0.5%増、実質3.9%減となった。農村の住民1人あたり

可処分所得は4,641元で、名目0.9%増、実質4.7%減となった。収入源別にみると、住民1人あたりの賃金収入は前年同期比で名目1.2%増、経営純収入7.3%減、資産純収入2.7%増、移転純収入6.8%増となった。都市と農村の住民1人あたりの収入比は都市2.52：農村1と、格差は前年同期比で0.01ポイント縮小となった。全国住民の1人あたり可処分所得の中央値は7,109元と、0.7%減となった。

#### <住民収入>

項目	2019年実績	前年比 (%)
全国住民の1人当たり可処分所得(元)	8,561	▲3.9
都市部住民の1人当たり可処分所得(元)	11,691	▲3.9
農村部住民の1人当たり可処分所得(元)	4,641	▲4.7
都市・農村1人当たりの可処分所得格差	2.52 : 1	0.01P 縮小

#### ◇総括

第1四半期は、新型コロナウイルスショックの影響を受けるも、中国政府は早々に金融緩和を実施し、財政政策を拡大してきたことなどが功を奏し、経済の減速を最小限に食い止めたという印象である。

同時に発表された3月の鉱工業生産、小売売上高、固定資産投資の統計では、いずれも1～2月から改善が示された。家電・家具・建築資材や、住宅関連市場においても力強さが戻り、減少傾向にあった自動車も今後は増加に転じる見通しとの発表もあり、今後の巻き返しが期待される。

だがリスクは解消されていない。コロナウイルス感染は世界中にまん延し、世界経済の下振れ圧力のリスクが高まる中で、不安定・不確定要素が著しく増え、経済発展が新たな困難と試練に直面している。米中貿易摩擦の着地点が不透明であることも懸念材料として残る中、中国経済をどう立て直していくか動向が注目されている。

文責：業務グループ 佐合亨

## 6月以降の行事案内

### 第一回理事会

日 時：6月3日(水) 10:00～10:30  
会 場：名古屋商工会議所ビル5階 会議室D

#### 決議事項

- 第1号議案 2019年度事業報告及び計算書類等の承認  
第2号議案 役員、顧問候補案の承認  
第3号議案 協議員の一部変更について  
報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況の報告

#### 報告事項

1. 2019年度事業報告  
2. 2020年度事業計画及び収支予算

#### 決議事項

- 第1号議案 2019年度計算書類の件  
(貸借対照表、損益計算書及び附属明細書)  
第2号議案 理事選任の件  
第3号議案 監事選任の件  
第4号議案 顧問承認の件

### 定時会員総会

#### [2020年度(第7回)定時会員総会]

日 時：6月22日(月) 11:00～11:45  
会 場：名古屋観光ホテル3階 那古西の間

### 中国投資企業部会総会

日 時：6月30日(火) 15:00～15:30  
会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第8会議室  
対 象：中国投資企業部会加盟企業

## 中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届け致します。

### 調査タイプ

#### ①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

#### ②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

#### ③財務諸表調査：

登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

### 調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	5日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail: [gyoumu@tokai-center.or.jp](mailto:gyoumu@tokai-center.or.jp)

# 経営者に今こそ知って欲しい

## —中国における個人情報保護の重要性—

弁護士法人キャスト

弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾龍雄

### 1. はじめに

中国ではまだ「個人情報保護法」がありません。「個人情報保護法」は第13期全国人民代表大会常務委員会立法計画が2018年3月から2023年3月までの5年間のどこかで審議提案されるべき69の法律草案の1つとしてピックアップされていますが(第61番目)、その初期から2年を経過し、残りの期間が3年を切った現在でも、なお同法は制定されていないのです。

しかし、だからといって、「個人情報保護法」が公布、施行されるまでの間、日本企業と中国各地の日系企業は中国人従業員やお客様の個人情報保護について無関心でいてよいのでしょうか？

決してそうではありません。というのは、2016年11月7日に公布され、2017年6月1日に施行された「ネットワーク安全法」(インターネット安全法やサイバーセキュリティ法とも)第22条第3項及び第40条から第50条の僅か12条の条文(本稿では、紙幅の関係上、第44条及び第41条第1項のみを取り扱いますが、最近修正版の発布があった「情報安全技术 個人情報安全規範」(中華人民共和国国家標準GB/T 35273—2020。2020年3月6日発布、2020年10月1日施行。同年9月30日までの間は2017年12月29日GB/T 35273-2017が適用されます。以下「安全規範」といいます)とセットで、「個人情報保護法」の先取りとなる法規制を敷いているからです。

安全規範は法律上の性質としては強制的なものではなく、「できる限り遵守をお願いします」という推薦性標準なのですが(GB/Tの「T」は「推薦」のピ

ンインである「tujian」の頭文字である「t」に由来します)、「ネットワーク安全法」の12条の条文の意味・内容を明らかにする一助となる場合には、安全規範は強行法規である同法と一体となって、強制性標準(GB)と同じ作用をすることに注意が必要です。

過去の経験上、中国の法律は施行後3年程度を経過すると、全国各地の政府行政機関の学習も深まって、いよいよそれに基づく法規制が実務的にも徹底される傾向が強まるように思います。今年はコロナ禍で、経済の回復が急務ですから、「ネットワーク安全法」施行後3年を経過しても、手加減があるかもしれませんが、この機会に「転ばぬ先の杖」として、中国における個人情報保護の重要性を学びましょう。

### 2. 主要な法規制の内容とその違反の法律責任

通常、まず「ネットワーク安全法」及び「安全規範」の規定する個人情報保護の法規制を学び、その後、法律責任を学ぶのですが、ここでは「ルールに違反すると、恐ろしいことになる！」ということを肌感覚で知ってもらうために、法規制内容と違反の法律責任をセットで学ぶことにしましょう。以下では重い順、すなわち刑事責任、行政責任、民事責任の順で学習しましょう。

(1) 刑事責任—「ネットワーク安全法」第44条違反と刑法第253条の1(関係個所に下線部を付しました)

第253条の1 国の関係規定に違反し、他人に対

し公民の個人情報を売却し、又は提供し、情状が重大である者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が特別に重大である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

2 国の関係規定に違反し、職責の履行又はサービスの提供の過程において知り得た公民の個人情報を他人に売却し、又は提供した者は、前項の規定により重きに従い処罰する。

3 公民の個人情報を窃取し、又はその他の方法により不法に取得した者は、第1項の規定により処罰する。

4 単位が前三項の罪を犯した場合には、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他の直接責任者は当該各項の規定により処罰する。

「国の関係規定」には「いかなる個人及び組織も、…個人情報を不法に販売し、又は他人に対し不法に提供してはならない」と規定する「ネットワーク安全法」第44条が含まれます。したがって、日系自動車販売会社の従業員が「職責の履行又はサービスの提供の過程において知り得た公民」であるお客様の「個人情報」を「他人」である競合他社に移籍する準備としてこれを同社に「売却」したり、「提供」したりすれば、「前項の規定により重きに従い処罰」、すなわち「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し、又は単科」されることとなります。

しかし、「それはあくまで従業員個人が処罰されるというお話で、日系企業そのものが処罰されるわけではないよね?」と思っている皆さん、決してそうではありませんよ。「単位が前三項の罪を犯した場合」に関して、日系企業Aが知り得たお客様情報や従業員情報を求められるがまま、匿名化処理もせずに、本社Bや投資性会社Cにそのまま提供している場合は結構あるのではないのでしょうか?日系企業Aの経営が不振で、解散・清算を検討する場合、その従業員の氏名、男女の区別、身分証番号、入社日時、職位、賃金の明細等をエクセル表にして、本社Bの人事部や投資性会社Cの管理部に送付するなどの伝統的実務は「ネットワーク安全法」施行後も横行しているのではないかと推測しています。私見では、そのような行為は「国の関係規定に違反し、職責の履行又はサービスの提供

の過程において知り得た公民の個人情報を他人に…提供」する行為に該当し、これを知る立場にある日系企業Aの従業員が司法当局(公安局、人民検察院)に告訴する場合、日系企業Aは法人(単位)として刑事責任に服する可能性がありますし、中国の主権が及ばない本社Bは対象外でも、投資性会社Cは共犯責任に服する可能性があります。刑法第253条に関して、「公民の個人情報の侵害に係る刑事事件を取り扱う際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(2017年5月8日最高人民法院/最高人民検察院法釈[2017]10号により発布、同年6月1日施行)がありますが、その内容が前述の日系企業の立場を有利に変更することはありません。

刑事責任を回避する唯一の方法(「不法に」に該当しないための方法)は、事前に従業員やお客様から同意を取得することです。しかし、この同意は、形式的に取得しさえすればよいというものではなく、後述の行政責任及び民事責任の回避にも通じる2つの要件を満たす必要があります。

①「ネットワーク安全法」第41条第1項が規定するとおり、「個人情報を収集し、及び使用するにあたり、適法、正当及び必要の原則を遵守し、収集及び使用の規則を公開し、情報収集及び使用の目的、方式及び範囲を明示」し、そのうえで「被収集者の同意を経なければならない」とします。したがって、内部で「適法、正当及び必要の原則を遵守」するための個人情報保護規則を制定し、幹部従業員を含めた従業員にそれを周知すると共に、「情報収集及び使用の目的、方式及び範囲を明示」した「収集及び使用の規則」(詳細なプライバシーポリシーなど)を公開することが前提として必要となります。

② そのうえで「被収集者」である従業員及びお客様から「同意」を得る必要がありますが、当該「同意」は安全規範3.2がその意味を明らかにしている「明示的同意」、すなわち「個人情報の主体が書面、口頭等の方式を通じペーパーベース又は電子形式の声明を自発的に出し、又は肯定的動作を自発的に行ない、自らの個人情報につき特定の処理をすることに対し明確な授権をする行為」であり、同意方法がスマホを経由する場合、「注：肯定的動作には、個人情報の主体

が「同意」、「登録」、「送信」、「電話する」に自発的にチェックを入れ、若しくはこれを自発的にクリック(タップ)し、又は自発的に記入し、若しくは提供すること等を含む」とされています。

- ③ ①と②の意味するところは「同意」は英米法でいうところのインフォームドコンセント(informed consent)、すなわち事前に個人情報の収集・使用者が完全かつ包み隠すところのない開示(full and frank disclosure)を被収集者に対して行い、これにより被収集者が同意することの意味を完全に理解したうえで、同意することを要求していることにある、といえます。

そのため、中国の一流企業のプライバシーポリシーはどこも詳細を極めたものになっており、それは決してITや通信の企業ばかりでなく、コンビニエンスストアなど小売り企業に至るまで徹底されています。これに対して、プライバシーポリシーがそう呼ぶに値しないような貧弱なものであることが多いのは、日系企業の共通の課題であるように思われます。

## (2) 行政責任-「ネットワーク安全法」第64条(関係個所に下線部を付しました)

- ① 「ネットワーク安全法」第44条違反と同法第64条第2項

「ネットワーク安全法」第44条に違反しても、刑法第253条の1の刑事責任まで追及をされない場合、「ネットワーク安全法」第64条第2項の行政責任のみが科されることとなりますが、それでもその内容は「公安機関が違法所得を没収し、かつ、違法所得の相当額以上10倍以下の罰金を併科し、違法所得がない場合には、100万元以下の罰金を科する」と苛烈であり、「行政責任だから、まあ、いいか」では済みません。

第44条の規定に違反し、個人情報を窃取し、又はその他の不法な方式により取得し、不法に販売し、又は不法に他人に対し提供した場合において、なお犯罪を構成しないときは、公安機関が違法所得を没収し、かつ、違法所得の相当額以上10倍以下の罰金を併科し、違法所得がない場合には、100万元以下の罰金を科する。

- ② 「ネットワーク安全法」第41条第1項の「同意」(明示的同意)の未取得等の違法と同法第64条第

## 1項の行政責任

第64条 ネットワーク運営者又はネットワーク製品若しくはサービスの提供者が第22条第3項又は第41条から第43条の規定に違反し、個人情報法の法により保護を受ける権利を侵害した場合には、関係主管部門が是正するよう命ずるものとし、情状に基づき警告、違法所得の没収又は違法所得の相当額以上10倍以下の罰金を単科し、又は併科することができる。違法所得がないときは、100万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員その他の直接責任者に対しては1万元以上10万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、関連業務の一時停止、業務停止・整顿、ウェブサイトの閉鎖、行政処罰としての関連業務許可証の取消し又は行政処罰としての営業許可証の取消しを命ずることができる。

「ネットワーク安全法」第44条の主語が「いかなる個人及び組織も」であったのに対して、同法第41条第1項及び第64条第1項の主語は「ネットワーク経営者」ですから、そもそも「ネットワーク経営者」とは何か問題となります。この点、同法第73条第3号は「「ネットワーク運営者」とは、ネットワークの所有者及び管理者並びにネットワークサービス提供者をいう」と定義し、また同条第1号は「「ネットワーク」とは、コンピューター又はその他の情報端末及び関連設備により構成され、一定の規則及びプログラムに従い情報について収集、保存、伝送、交換及び処理をするシステムをいう」と定義します。これだけを見ると、IT及び通信の企業だけを対象にしているように見えますが、現在は例えば自動車メーカーでもその部品メーカーでも、その製品のみならず、人事や営業の業務フローに「コンピューター又はその他の情報端末及び関連設備により構成され、一定の規則及びプログラムに従い情報について収集、保存、伝送、交換及び処理をするシステム」を導入していない会社のほうが珍しく、「私たちの会社はメーカーだから、ネットワーク経営者ではないのだ」という強弁は通用しないと考えるほうが無難です。こうして、「ネットワーク安全法」第41条第1項の「同意」(明示的同意)の未取得等の違法により、前述のとおり同法第64条第1項の行政責任を追及される可能性がある

考えるべきです。

なお、行政責任も、刑事責任と同様、中国の主権は日本の本社には及びませんので、特に外国会社をその対象とする旨の明文規定のない中で、日本の本社がその責任対象とされる可能性はないと考えられます。

### (3) 民事責任

以上に加えて、「民法総則」(2017年3月15日第12期全国人民代表大会第5回会議により採択、国家主席令第66号により同日公布、同年10月1日施行)第111条は次の規定を設けました。

第111条 自然人の個人情報、法律による保護を受ける。いずれの組織及び個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確実に保証しなければならず、他人の個人情報を不法に収集し、使用し、加工し、及び伝送してはならず、他人の個人情報を不法に売買し、提供し、又は公開してはならない。

ここにいう「不法に」に「ネットワーク安全法」第44条、第41条第1項違反が含まれることは明らかです。したがって、日系企業が刑事責任又は行政責任を追及される場合はもちろん、そうでない場合にも、被害に遭ったと主張する従業員又はお客様から民法第111条に違反するとの理由で、契約違反又は不法行為(権利侵害)に基づく損害賠償を集団的に請求されるリスクがあります。

### 3. 結語

以上に鑑みますと、「ネットワーク安全法」が施行されていなかった2017年5月31日以前と異なり、「個人情報保護法」が公布、施行されるまでの現在でも、「ネットワーク安全法」第22条第3項と第40条から第50条まで(特に第41条から第44条まで)の条文群に加えて、その意味・内容を明らかにする安全規範がセットになって、「個人情報保護法」の先取りが行われていることに十分注意しましょう。

一部のマスコミの誤導により、日本企業、日系企業の多くは個人情報をクロスボーダーで持ち出すことが中国では禁止されているらしいというところのみ気にして(しかし、実際にはその法的根拠である「ネットワーク安全法」第37条はその対象を「基幹情報インフラストラクチャーの運営者」に限定しているところ、同法第31条と中国共産党の組織である中央ネットワーク安全及び情報化指導グループ弁公室及びネットワーク安全調整局が2016年6月に制定した「国家ネットワーク安全検査操作指針」という重要な政策文書により、圧倒的多数の日系企業はこれに該当しませんので、同法第37条の禁止効は圧倒的多数の日系企業には及びません)、足元の普通の個人情報保護を軽視し過ぎている憾みがあります。

既に中国に投資している日本企業の経営者がお読みになる本誌において、本稿が経営者の皆様にとって中国における個人情報保護の重要性に気づいていただける契機になるとすれば、幸甚です。(了)

1 日中対訳が必要な方は、東海日中貿易センターまでお知らせください。



#### <執筆者プロフィール>

弁護士法人キャスト 代表弁護士・税理士 村尾 龍雄

1990年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て95年 弁護士登録。99年 村尾龍雄法律事務所、2000年 キャストコンサルティング(上海)、02年 弁護士法人キャストを設立し、中国事業の法務・会計・税務のコンサルティングは20年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007年香港、2012年ミャンマー、2013年ベトナムに拠点を設立し、現地に根差したプロフェッショナルサービスを提供している。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。香港法の弁護士である香港ソリシターでもある。(キャストグループは、中国やASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストが集い、各分野の強みを有機的に結合し、最適なソリューションを提供するグローバルコンサルティングファームです。)

# 煙台 国際投資誘致産業園

～標準地の誘致を実施、对外开放の新エリアに～



山東省政府新聞弁公室は3月26日記者会見を開き、「済青煙(済南・青島・煙台)国際招商産業園建設行動方案(2020-2025年)」(以下「方案」と略称する)の関連状況を紹介した。方案では5年以内に済南市、青島市、煙台市で104.3平方キロメートル規模の優良産業地を提供し、支柱型、牽引型のフォーチュン・グローバル500社及び業界をリードする企業を誘致し、リーディング産業の突出、産業生態システムの完備、世界的な影響力を持つ先端産業集積エリアの構築に全力を尽くすとしている。

うち煙台市では、経済が最も豊かで開放されている煙台経済技術開発区、福山区、高新区、牟平区の4つのエリアで、66.7平方キロメートルの土地を用意し、ハイエンド化学工業新素材、海洋生物と医療・養老介護・ヘルスケア、ハイエンド設備製造の3大産業を重点的に発展させる方針である。4つのエリアは以下のような優位性を保有している。



煙台国際招商産業園(完成予想図)

## ◆経済力が最も強く、国際化が最も進むエリア

2019年、4エリアの国内総生産高は累計2,309億元に達し、煙台市全体の1/3を占め、外資導入額(実行ベース)及び対外貿易輸出入額は煙台市全体の過半を占めた。フォーチュン・グローバル500社による投資プロジェクトは23件に達し、累計で141件と煙台市全体の50%弱を占めている。

## ◆業界のトップ企業数、産業基盤が最も優れたエリア

ハイエンド化学工業新素材、海洋生物と医療・養老介護・ヘルスケア、ハイエンド設備製造の3つの産業分野では、萬華化学、泰和新材、緑葉製薬、榮昌製

薬、正海生物、石薬百克、GM東岳など各業界のトップ企業が集積し、産業の環境や基盤が整っている。

## ◆インフラ施設が完備、各要素のバックアップも充実

産業園の10キロ半径内には、煙台蓬萊国際空港、煙台港、高速鉄道の主要駅など重要な交通施設が集積している。4エリア及び周辺には47の大学、180余りの金融機関があり、在学中の大学生は26万人に達しているため、煙台国際招商産業園の建設で人材、物流、資金保障面における十分な提供が可能となっている。

## ◆高いイノベーション力、国家級プラットフォームが最も完備されたエリア

ポリマー表面材料製造整備技術国家級工程実験室をはじめとする先端化学新素材創新プラットフォームを数カ所保有する。国家トーチ計画の海洋生物と医薬特色産業基地、国家級山東創新薬物インキュベーション基地など多数の海洋生物と医療・養老介護・ヘルスケア産業分野の国家級ブランド、中国科学院過程工程処煙台産業技術研究院などハイエンド設備製造産業分野の国家級科学研究機構を有し、業界のエリートやハイエンド人材を集結している。

## ◆制度革新、誘致政策の優れたエリア

煙台国際招商産業園は中国(山東)自由貿易試験区煙台エリア、山東新旧エネルギー転換総合試験区、山東半島国家自主革新モデルエリア、中韓(煙台)産業園などの国家級重大戦略機能区とが相互補完され、制度革新と政策集積が進むエリアである。全ての優遇策や制度革新による成果は、煙台国際投資誘致産業園に優先して導入・実施される。

これら一連の優位性(戦略チャンス)に加え、産業の優勢が突出し、関連サービスの完備といったメリットが、煙台国際招商産業園の建設に有利な条件とサポートを提供する。計画では2025年までに30平方メートル規模の標準地を順次発表し、産業チェーンへの誘致を

足掛かりとして、標準地の誘致を全面的に実施する。

煙台国際投資誘致産業園の建設業務を全力で保障・推進するため、煙台市は市長を指揮官とする産業園建設指導組織を発足し、産業園建設における重大問題に対して統括的な役割及び企画を担う。また産業園に入居した優良企業と産業プロジェクトに対して、下記の通り、優先的にサポート・保障を行う。

#### ◆重大プロジェクトの立地需要を保障する

現在展開している煙台国土空間総体計画の作成とともに、全ての産業園用地を計画に盛り込み、産業園への入居プロジェクトは各年度の山東省レベル重大プロジェクト支援政策を享受でき、重大プロジェクト用地はケースバイケースを用いた取り決めて解決できる。建設用地の追加枠についても十分に保障する。

#### ◆土地取得から即着工方式を実施

プロジェクト建設の事前許可手続きを簡素化し、土地取得から即着工が可能な推進メカニズムを実施する。プロジェクトに対しては、土地取得後、事前に関連手続きの予審を済ませ、立地企業が関連基準に基づく承諾を受ければ、即着工が可能となる。

#### ◆優遇政策による支援の享受

工商登記日から3年間、企業の実質固定資産投資

累計額が5億元以上に達し、且つ煙台市の経済発展に顕著な貢献をした企業に対して、その実質固定資産投資額の2%をインセンティブとして付与する。グローバル・トップ500企業の投資案件に対し、当年資本金を5,000万元以上納入した場合には一括設立助成金を提供する。煙台市以外の国内企業からの投資額が50億元以上の内資プロジェクト、または契約外資額が1億ドル以上の外資プロジェクトの場合、全市の統括管理下に組み入れ、各方面の資源を統合して、ケースバイケース策を実施するなど、最優遇政策を提供する。

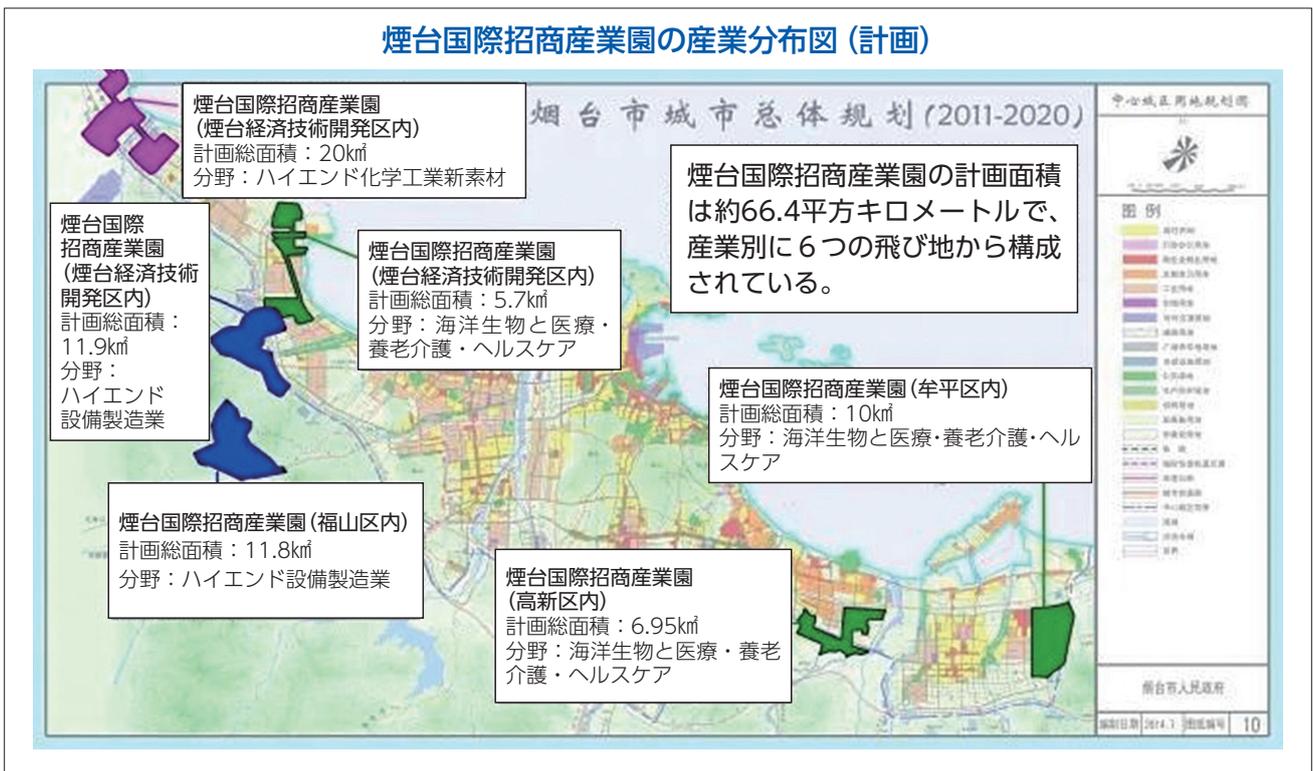
#### ◆国際一流のビジネス環境を創る

プロジェクトの誘致から入居に至るまで、専門チームによる推進、個別化政策を確立し、マンツーマンによるサービスを実施し、土地、資金、人材などの支援政策を全面的に実行し、企業及びプロジェクト発展のために良質なサービスを提供する。

最後に、煙台国際招商産業園は財と富の集まるホットスポットで、且つ起業・イノベーション拠点であります。皆様の煙台国際招商産業園への訪問視察、交流合作を歓迎します。皆様とのコラボによって“ウィンウィン”の未来を切り開くことができれば幸いです。

(執筆：煙台市駐日本経済合作センター

首席代表 陳才坤)



### 黄驊港、貨物取扱量が増加

今年に入り新型コロナウイルスによる肺炎の感染状況や業界の閑散期による市場の低迷に直面する中、黄驊港は、顧客開拓や運営製品の拡大、多元化した創出効果の拡大などにより貨物取扱量が増加し、今年第1四半期の貨物取扱量は前年同期比27.2%増の6,688.2万トンで、コンテナ取扱量は12.8万TEUとなった。



### 黄驊港、新たに6つの埠頭を建設

2020年に入り、渤海新区における港湾機能を充実させるため、52.52億元を投じ新たに6つの埠頭(9バース)の建設が計画され、近く建設が開始される予定で、建設プロジェクトには、①投資額2.66億元で年間取扱量75万トンの「黄驊港綜合港区船舶燃料埠頭」、②投資額15.61億元で年間取扱量450万トンの「黄驊港綜合港区9号、10号バース」、③投資額23.65億元で年間取扱量2,000万トンの「黄驊港鉍石専用埠頭」、④投資額9.8億元で年間取扱量805万トンの「黄驊港石炭港区3号、4号埠頭」、⑤投資額0.35億元の「河北海事局滄州海事監督管理基地」、⑥投資額0.45億の「黄驊港パイロット基地」がある。

このプロジェクトが完成すると、黄驊港の年間取扱量は新たに3,300万トン増加することとなり、「一帯一路」政策及び「雄安新区」における重要な港湾としての役割を担うこととなる。

### 渤海集団物流センター建設プロジェクト

物流センターは黄驊港綜合保税区と綜合物流園区に隣接し、6.9億元を投資して建設されており、2021年に竣工する予定で、主にボーキサイトと自動車の専用中継ぎ物流センターで、年間取扱量はボーキサイト500万トン、自動車10万台を予定している。

### 黄驊港、国内で初のばら積み貨物船積み自動化

5月3日、黄驊港で初のばら積み貨物船の全工程自動積み込み作業が成功裏に行われた。作業は約20時間に及び、4.61万トンの石炭の積み下ろしを行った。

近年来、黄驊港では積極的に科学技術を導入し、港における運営のIT化を推し進めており、2017年以降、石炭の取扱量は毎年2億トンを突破しており、2020年の第一四半期では4,623万トンを取り扱っている。



### 滄州市 クラウドで企業誘致説明会を開催

5月15日、滄州市クラウド企業誘致説明会及び誘致プロジェクト調印式が開催され、国内外から約300名が参加した。

通常であれば、会場に参加者が集まり行われる説明会だが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、今回は現場と参加者がクラウドを通じ画面間で交流する形式がとられた。

同説明会では滄州市の発展チャンス、産業の優位性、投資環境、誘致プロジェクト等が紹介され、同時に積極的に国内外からの投資を誘致し、対外貿易を開拓し、開放のテンポを速め、滄州市の知名度をと吸引力を引き続き高めるよう努力することが紹介された。また同会では、ビッグデータ、R&D、食品加工、環境保護設備、バイオ医薬等分野で28のプロジェクトが調印された。これらプロジェクトにより、滄州市の産業構造が一層充実し、新興産業が育成されることが大いに期待される。

#### レポーター



東海日中滄州デスク  
代表 李平  
(滄州市対日招商中心  
副主任)

## 西安デスクNEWS

### 長安号、バルセロナ便の運行開始

4月8日、中国鉄路西安局集团有限公司が運営する新築駅から陝西省初となる中欧班列(長安号)のバルセロナ路線が運行を開始した。目的地のバルセロナまでは全行程約1.2万kmあり、初回はソーラーパネルを50車両に満載した。

近年、長安号は急ピッチで路線拡大を続け、現在ではヨーロッパ全域を網羅している。今回のバルセロナ路線の運行開始により、長安号は14カ国・44都市を繋ぎ、15路線を運行することとなった。4月7日時点での20年累計運行本数は736本(前年比144%増)で、運行本数は全国トップクラスに位置している。



新築駅

長安号は絶えず拡大を続けており、西安は徐々に全国の中欧班列の中継地となっている。襄西欧(湖北省襄陽市-西安-欧洲)、蚌西欧(安徽省蚌埠市-西安-欧洲)、徐西欧(江蘇省徐州市-西安-欧洲)、冀西欧(河北省-西安-欧洲)、厦西欧(厦門市-西安-欧洲)の国際貨物輸送列車が近年、相次いで運行を開始したことにより、新築駅の貨物取扱量は年々増加を続け、現時点での20年累計貨物取扱量は157.8万ト(前年比48.9%増)に達した。



中欧班列「長安号」

長安号の輸送効率を更に向上させるため、中国鉄路西安局集团有限公司、中鉄集裝箱公司、西安国際港務区は緊密に連携し、中欧班列による輸送の積み込み、貨物検査、トレーラー輸送を一体化させた連動型の管理モデルを打ち建て、事前に積み込みの計画証書

を審査し許可することで、列車の西安港での待機時間を減少し、安全で秩序ある運行を確保している。

### 陝西自由貿易試験区の外資導入が全省の4割に

4月10日、陝西自由貿易試験区(以下「試験区という」)が設立されてから3年が経過し、今後は投資・貿易の自由化や利便性のレベルを向上させることに重点を置き、開放型の経済発展に向け新たな一歩を歩み始めることとなった2019年、試験区で新設した外商投資企業は91社で、全省の新設外商投資企業数の28.2%を占めた。実際に導入された外資額は30.8億ドルで、全省の外資導入総額(実行ベース)の39.8%を占めた。

試験区は新興産業や新業態の集積を促進しており、全面的に「外商投資法」を着実に実行し、その実施条例、及び参入許可前国民待遇+ネガティブリスト管理モデルを実施し、開放度と透明度を絶えず向上させ、「証照分離(市場監督管理部門発行の営業許可書と、各業界の主管部門発行の経営許可証を分離し、企業設立や事業展開の効率化及び簡素化を目指す)」等の一連の商事制度改革を実施しており、国外の著名企業の誘致へと繋げている。

また貿易における監督管理制度の改革を進めるため、貿易業務の利便性を絶えず向上させており、西安税関、中国人民銀行西安支店、及び全省の商務、発展改革委員、税務等の部門が貿易業務の利便性向上に取り組んでおり、通関の利便化、検査や検疫、金融改革等の分野で新たな進展を実現した。試験区の2019年の貨物輸出入額は2,476.32億元で、全省の貨物輸出入総額の71%に達した。

試験区では現在、中欧班列西安集結中心及び国家輸出入商品展示交易割当センターの建設が着実に進行しており、鉄道港の機能は絶えず向上しており、2019年、長安号の運行本数及び貨物輸送量はそれぞれ2018年の1.7倍と1.5倍となり、鉄道貨物輸送による経済への影響力は急速に上昇している。

#### レポーター



東海日中西安デスク  
代表 賈育林  
(西安国際港務区  
投資合作促進局 局長助理)

## 急加速する青島への投資

青島市では先日、2-3月に調印された重点プロジェクトが発表され、この2カ月でプロジェクトが400件以上、総投資額5千億元に上り、青島の魅力が投資者の行動で証明される形となった。

プロジェクトを紐解くと、高度化、新しいインフラ、ニューエコノミーという特徴を持つ。



オンライン調印式

2月25日、山東省が開いたオンライン調印式では、英BP、日本の住友商事、韓国CJ、米AmeriColdなど8カ国・地域の企業が青島への進出を決め、次世代IT、ヘルスメディカル、現代サービス業などニューエコノミーの産業で構成され、総投資が20億8千万ドルに上る見込みだ。

3月に調印された大型プロジェクトの内訳は、製造業が全体の6割を占め、ハイエンド設備・ハイエンド製造分野が51件、次世代IT分野が41件、現代サービス業26件、新エネルギー・新素材分野22件、現代金融分野20件、メディカルヘルス・バイオ分野16件など新分野一色となっている。

この投資熱は青島がこれまで構築してきた国際協力のプラットフォームなしでは語れない。

2月4日、青島市は世界に向けてオンラインで進出の受付を始めたことを世界に発信し、同時に中国語・英語・日本語・韓国語の4カ国で24時間受け付けるコールセンターを開設した。



中国(山東)自由貿易試験区青島片区

また青島は上海協力機構モデル地区(上合示範区)、山東自由貿易試験区青島片区、黄河流域生態環境・高品質發展モデル地区といった国の重大事業を担っており、投資の新たな“呼び水”になっている。

## 青島日本国際ビジネスハブに初の来館

三菱地所設計、野村総合研究所、青島市都市計画設計研究院、青島国際経済協力区管理委員会など、中国と日本の専門家による会合が、青島日



青島日本国際ビジネスハブ

本“国際ビジネスハブ”の二号館で開催された。中日(青島)省エネ環境保護産業協力モデル地区の会合で、モデル地区の全体方針と重点的な取り組みについて話し合われた。これによりビジネスハブが試験運用の段階に入ったことになる。なお、新型コロナウイルスの影響を受け、日本の専門家はリモートでの出席となった。

ビジネスハブは総面積3,000㎡で、展示、商談、PR、事務・会議の機能が一体となった取引のプラットフォームを目指している。責任者によると、すでに入居予定の企業が約20社決まり、準備中で、近日中に正式オープンの見込みという。

青島国際経済協力区管理委員会はビジネスハブの設置運営者として、「一つのハブ、一つのパーク」を成長モデルに、中国と日本との地方間での交流・協力に取り組んでいる。今回オープンした二号館は会議、事務、相談窓口を担い、会合のテーマとなった中日(青島)省エネ環境保護産業協力モデル地区は「一つのパーク」の重要な構成部分となっている。

中日(青島)省エネ環境保護産業協力モデル地区は計画面積10.6km<sup>2</sup>で、製造、科学研究、商業ビジネス、生活、インフラの“五つの機能エリア”を設け、中国最先端の省エネ環境保護、バイオ・ヘルスケア、IT、現代サービスを核とした、中日協力のモデル地区を目指している。日本の特徴を持ち、日系企業の生産・生活に適し、低炭素・環境保護に優れ、生産と都市が融合した近代的なエリアとなる見込みだ。

### レポーター



東海日中青島デスク  
代表 宋曉華  
(青島市商務局主席記者)

# 〈中国短信〉

## ◆無症状感染者の発表を開始

中国国家衛生健康委員会は4月1日より、無症状感染者の数を初めて発表し、今後も続ける方針を明らかにした。中国はこれまで新型コロナウイルスの無症状感染者が感染拡大を引き起こす可能性は低いという認識を貫いており、新型コロナウイルスに感染して陽性反応が出て無症状であれば感染者の統計に加えてこなかったが、無症状感染者からの感染拡大の懸念が高まってきたことを受け、無症状感染者の発表となった。

4月1日の発表(3月31日0-24時時点)では、無症状感染者が1,367人であることが分かったが、累計の発表はされなかった。

## ◆中国赴任中の中国人 在留資格が更新不能に

日本政府が在留資格を持つ外国人も入国禁止の対象にしたことで、中国赴任中の中国人が日本の在留資格を更新できなくなる問題が拡大しそうだ。

これは在留資格の更新申請は代理人による申請も認められているものの、申請人本人が日本に滞在していることを要件としているため、申請人本人が日本に入国できない以上、更新申請ができない状態が続く。

日本の法務省出入国在留管理庁(旧入国管理局)は4月3日付けで、3月、4月、5月又は6月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人からの更新許可申請を在留期間満了日から3ヵ月後まで受け付けることを発表しているものの、これは申請中である場合に限られ、救済策にはなっていない。

※出入国在留管理庁在留期間更新許可申請

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

※帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

## ◆3月の製造業PMI、V字回復

景気先行指数PMI(購買担当者指数)の3月分が政府(国家統計局)と民間(財新)で発表され、いずれも過去最低を記録した2月から景気の拡大・減退を示す指数の「50」を上回るV字回復となった。

統計局発表では大幅減となった前月より16.8ポイント増の52.0となり、財新発表では前月より9.8ポイント上回る50.1となった。統計局発表の製造業PMIを構成する指数のうち、生産は54.1(前月比26.3ポイント増)、新規受注が52.0(同22.7ポイント増)となり、企業の操業再開が進み、企業状況がある程度改善したことを反映している。

## ◆2019年の在日中国人80万超え

日本の出入国在留管理庁は3月27日、2019年末時点の日本に在留する外国人数が前年より20万2,044人増の293万3,137人となり、過去最高を記録したと発表した。

在留資格別では、永住者が79万3,164人と最も多く、技能実習が41万972人、留学が34万5,791人と続いた。

国・地域別では、中国人(台湾を除く)が前年より6.4%増の81万3,675人と、全体の27.7%を占めた。中国人の永住者は27万3,776人、留学が14万4,264人だった。

【2019年国別在留外国人トップ5】

	国名	人数	前年比
1位	中国	813,675	6.4%増
2位	韓国	446,364	0.7%減
3位	ベトナム	411,968	24.5%増
4位	フィリピン	282,798	4.2%増
5位	ブラジル	211,677	4.9%増

出典：出入国在留管理庁

## ◆127回広州交易会、オンラインで開催

中国国務院常務会議は4月7日、開催延期となっていた第127回広州交易会(中国輸出入商品交易会)を6月中下旬にオンラインで開催することを決めた。オンラインによる商談はこれまで部分的に導入されていたが、オンラインのみの開催は初の試み。新型コロナ感染症対策として苦肉の決断となったが、会が成功すれば、新たな見本市の指針を示すこととなり動向が注目される。

### ◆2019年の国際特許出願件数、中国が首位

世界知的所有権機関(WIPO)は4月7日、2019年の国際特許出願件数を発表し、中国からの出願が前年比11%増の5万8,990件となり、米国を抜いて初の首位となった。

中国は製造業の高度化を目指す「中国製造2025」を打ち出し、先端技術の育成に注力しており、AIやドローンなどハイテク分野からの出願が目立った。2位の米国は前年比3%増の5万7,840件数で、1978年以来の首位陥落となった。3位の日本は6%増の5万2,660件だった。世界全体の出願件数は前年比5%増の26万5,800件と過去最多となった。

企業別では、中国のファーウェイ(華為技術)が4,411件と最多の出願件数で、2位が三菱電機の2,661件、3位が韓国・サムスンの2,334件だった。

#### 【2019年国際特許出願 企業別件数ランキング】

	国名	件数
1	華為技術(中国)	4,411
2	三菱電機(日本)	2,661
3	サムスン電子(韓国)	2,334
4	クアルコム(米国)	2,127
5	OPPO(中国)	1,927
6	京東方科技集団(中国)	1,864
7	エリクソン(スウェーデン)	1,698
8	平安科技(中国)	1,691
9	ボッシュ(ドイツ)	1,687
10	LG電子(韓国)	1,646

出典：出入国在留管理庁

### ◆メーデー連休、旅客数が半減

中国交通運輸部は5月8日、1～5日の労働節(メーデー)連休期間中、各交通手段(鉄道、道路、航空路、水路)を利用した旅客数の合計は前年同期比53%減の1億2,100万人だったと発表した。前年は4連休だったため今年は実質休みが1日多かったが、コロナウイルスの影響を受け、例年並みの回復までは程遠い状況となった。鉄道は密集への懸念から利用者が前年同期比60.9%減と大幅減となり、航空路63.8%減、道路49.9%減、水路32.9%減といずれも大きく落ち込んだ。その中で、高速道路の利用のみ前年同期比7.8%減と微増に止まり、マイカー利用による旅行の回復が見られた。

### ◆全人代開催 経済成長率の目標は見送り

全国人民代表大会(全人代)が例年より2ヶ月半遅れとなる5月22日から開催された。新型コロナウイルスの影響で経済の先行きが見通せない中、李克強首相による政府活動報告では、2020年の経済成長目標の設定が見送られる異例事態となった。

新型コロナウイルス対策では、1兆元の特別国債を発行するとした。消費者物価指数(CPI)の年間上昇率目標は3.5%前後、新規雇用900万人以上、都市部失業率6%前後とそれぞれ設定した。財政赤字目標は3.6%増以上に設定し、支出拡大で減税の延長など景気支援を継続する。

#### 【2020年政府活動報告の主な経済目標】

	2020年目標	2019年目標
GDP成長率	設定せず	6～6.5%
消費者物価指数	3.5%	3.0%
新規雇用	900万人	1,100万人
都市部失業率	6.0%	5.5%
財政赤字(対GDP比)	3.6%	2.8%

### ◆人民元の対米ドル基準値、12年ぶり安値

中国人民銀行は5月25日、人民元の対米ドル基準値※を1ドル=7.1209元に設定した。前週末の基準値より0.38%元安に設定し、基準値としては2008年2月下旬以来、約12年3ヵ月ぶりの安値となった。

今年3月13日に、基準値が7.0033と7元台を突破して以降、緩やかな元安進行が続き、4月3日には7.1104元に設定され、今回はそれを越える元安に設定された。米中が対立する中、市場で元を売りドルを買う動きが強まっていることを反映したとみられる。

米国が今年1月13日、中国の「為替操作国」指定を解除し、米中が歩み寄ったかに見えたが、本件により米国側で元安懸念が再燃する恐れがある。

※人民元の対米ドル基準値…人民元の中心レート。中国では、中国人民銀行の管理において一定の変動幅の範囲内で自国通貨を変動させる「管理変動相場制」を採用。基準値は、中国人民銀行が営業日毎(中国時間9時15分)に発表し、基準値の上下2%以内でのみ人民元を売買できる。

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年4月	11,822	▲4.1	17,348	11.7	▲5,526	赤字拡大
2020年1-4月	44,055	▲5.0	55,751	▲9.5	▲11,696	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
		輸出	総額	52,023
輸出	内訳	アメリカ	8,798	16.9
		EU	4,835	9.3
		アジア	31,297	60.2
		うち中国	11,822	22.7
		総額	61,327	100.0
輸入	内訳	アメリカ	6,986	11.4
		EU	6,747	11.0
		アジア	31,568	51.5
		うち中国	17,348	28.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 4月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1
輸出	減少	1	有機化合物	▲43.4	▲2.1
		2	自動車の部分品	▲18.5	▲0.9
		3	医薬品	▲50.2	▲0.7
輸入	増加	1	織物用糸・繊維製品	234.5	6.6
		2	電算機類(含周辺機器)	17.2	1.6
		3	通信機	13.2	1.4

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年4月	2,346	▲1.8	19.8	1,962	4.7	11.3	384	黒字縮小
2020年1-4月	8,573	▲4.3	19.5	6,259	▲16.2	11.2	2,314	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
		輸出	総額	11,811
輸出	内訳	アメリカ	2,680	22.7
		EU	1,269	10.7
		アジア	5,298	44.9
		うち中国	2,346	19.9
		総額	7,810	100.0
輸入	内訳	アメリカ	999	8.5
		EU	959	8.1
		アジア	4,142	35.1
		うち中国	1,962	16.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 4月の主な増減品目

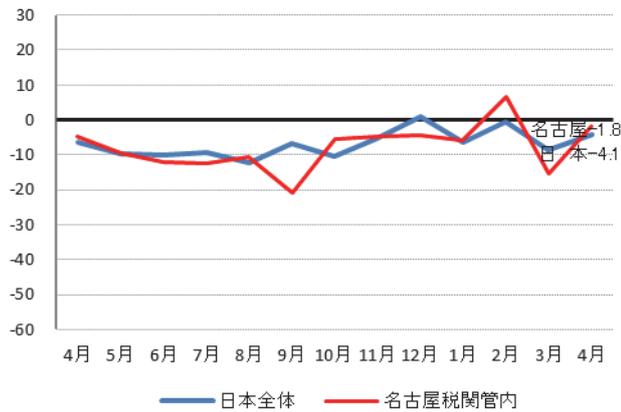
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1
輸出	減少	1	自動車の部分品	▲13.8	▲2.8
		2	有機化合物	▲70.5	▲1.4
輸入	増加	1	織物用糸・繊維製品	133.7	5.6
	減少	1	がん具及び遊戯用具	▲34.0	▲1.0

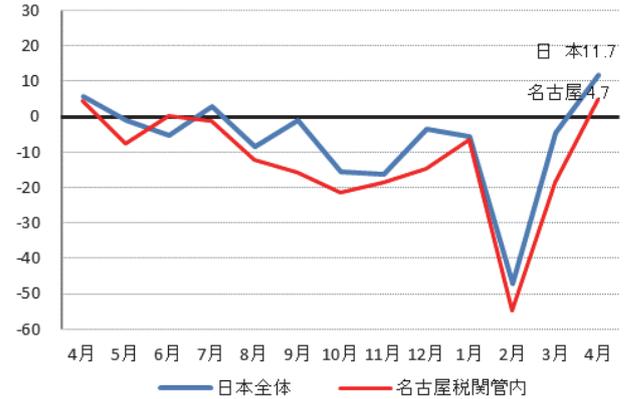
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

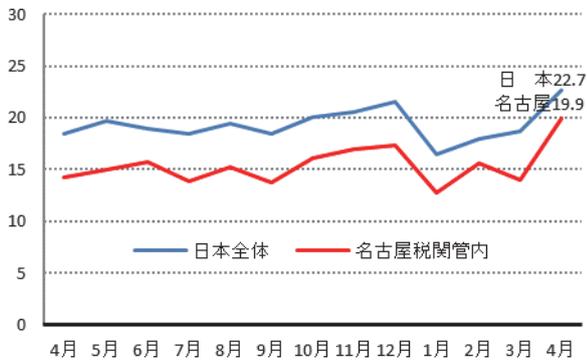
### 中国への輸出額の月別伸率(%)



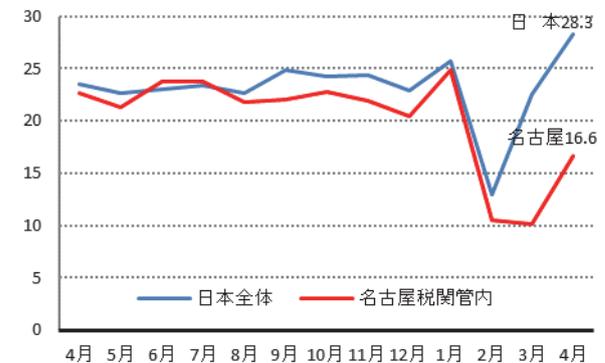
### 中国からの輸入額の月別伸率(%)



### 日本の輸出における中国構成比の推移(%)



### 日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年4月	2,003	3.5	1,549	-14.2
2020年1-4月	6,783	▲9.0	6,201	-5.9

出所：中国税関総署

## 中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年4月	N/A	N/A	101	8.6
2020年1-4月	N/A	N/A	413	▲8.4

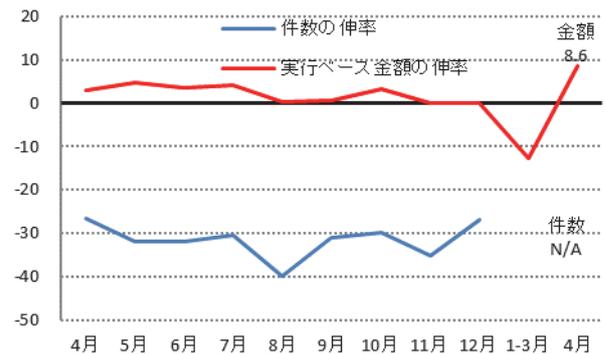
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

### 中国対外貿易の月別伸率(%)



### 中国外資導入の月別伸率(%)



### 中国の物価動向

#### 消費者物価指数CPI (%)

	4月	1-4月
消費者物価指数	3.3	4.5
うち都市	3.0	4.2
農村	4.0	5.5
うち食品	14.8	18.9
食品以外	0.4	0.9
うち消費財	4.7	6.6
サービス	0.9	1.0

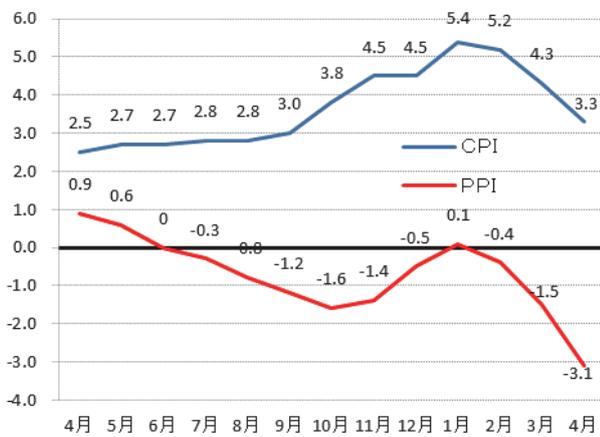
出所：中国国家統計局

#### 工業生産者物価指数PPI (%)

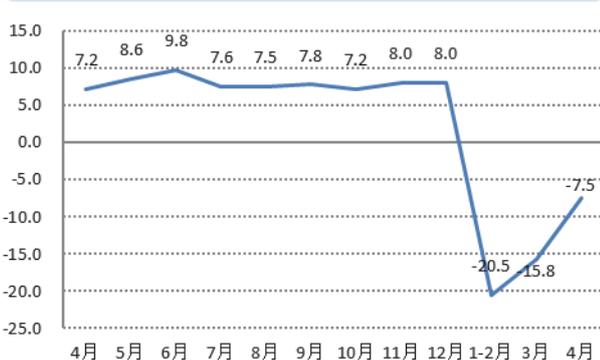
	4月	1-4月
工業生産者物価指数(PPI)	▲3.1	▲1.2
うち生産資材	▲4.5	▲2.1
うち採掘	▲11.6	▲2.5
原材料	▲8.8	▲4.3
加工	▲2.2	▲1.2
生活資材	0.9	1.2
うち食品	3.7	4.6
衣類	▲0.6	▲0.4
一般日用品	▲0.1	0
耐久消費財	▲1.7	▲2.0
工業生産者仕入物価指数	▲3.8	▲1.5
うち燃料、動力類	▲11.4	▲4.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家統計局

#### CPIとPPIの月別推移(%)



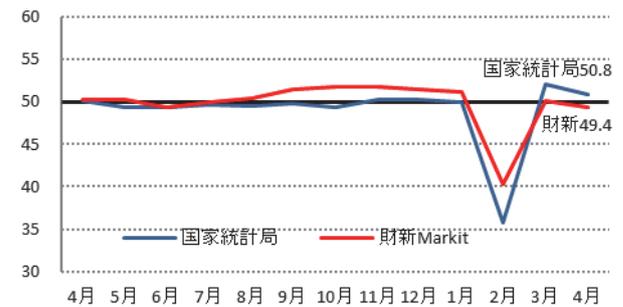
### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

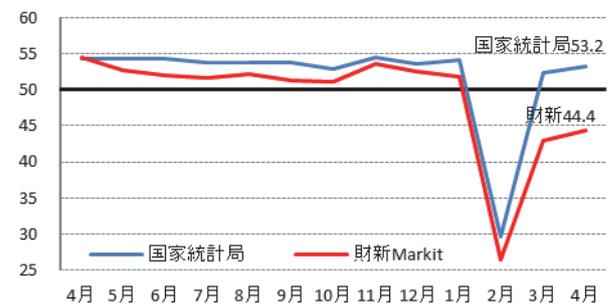
### 中国の景気先行指数

#### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

#### 非製造業(サービス業)PMI



### 中国の固定資産投資

#### 1-4月分月の固定資産投資

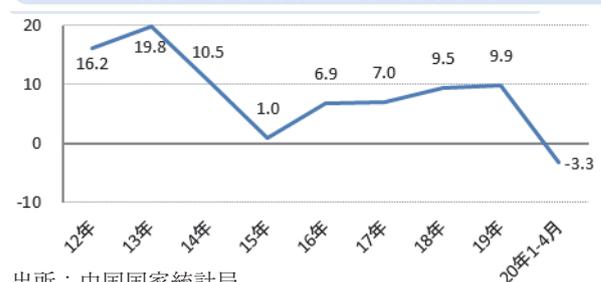
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		136,824	▲10.3
産業別	第一次	3,102	▲5.4
	第二次	40,937	▲16.0
	第三次	92,785	▲7.8
地域別	東部	N/A	▲7.3
	中部	N/A	▲20.3
	西部	N/A	▲4.5
	東北	N/A	▲7.5

#### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

#### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

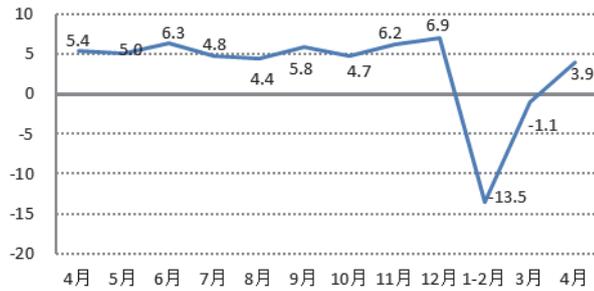
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

	4月	1-4月
一定規模以上の工業生産	3.9	▲4.9
内訳 鉱業	0.3	▲0.8
製造業	5.0	▲5.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	0.2	▲3.9
内訳 国有企業	0.5	▲4.2
株式制企業	4.0	▲4.9
外資系企業	3.9	▲8.9
私営企業	7.0	▲5.6

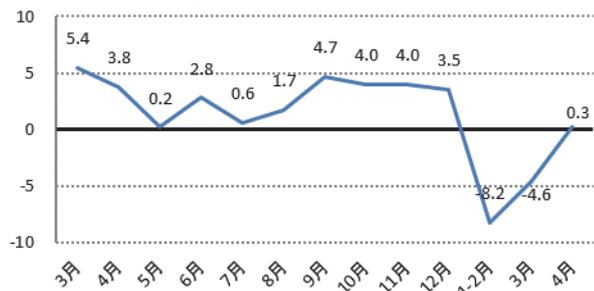
出所：中国国家統計局

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



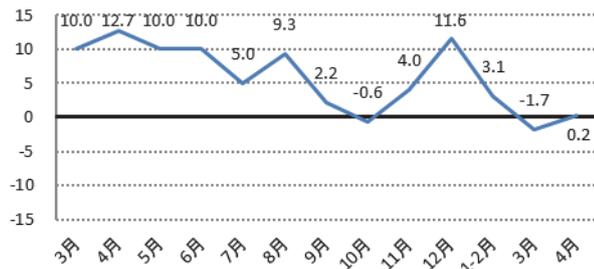
出所：中国国家統計局

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



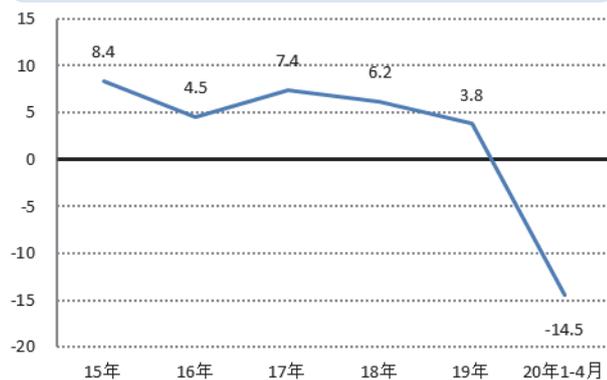
出所：中国国家統計局

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

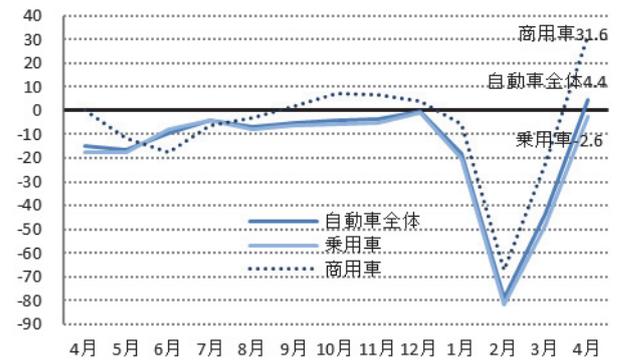
## 中国の自動車販売台数

万台

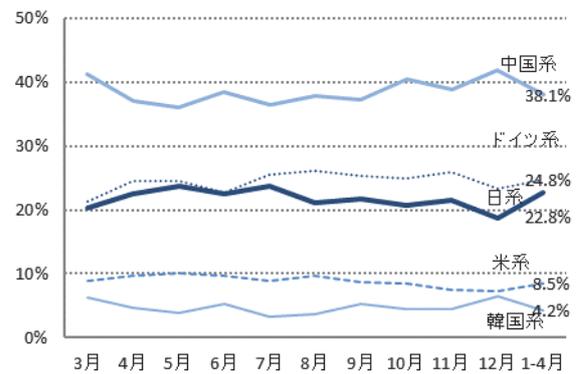
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年4月	207	53
20年1-4月	576	133

出所：中国汽車工業協会 ※中国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)

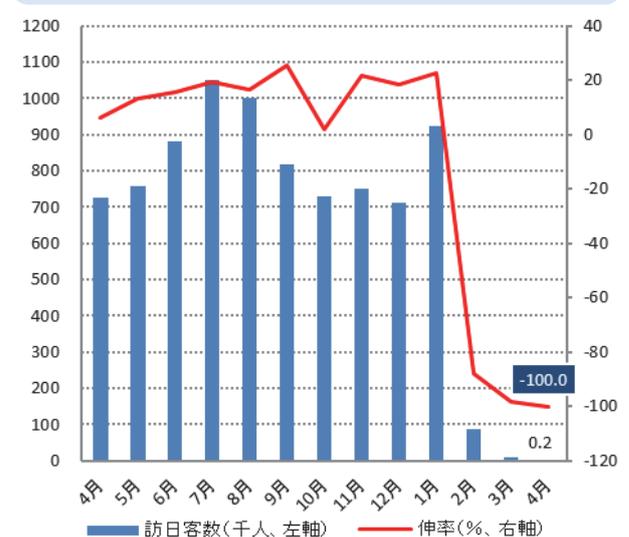


### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：18年12月～19年5月、20年1-4月：中国汽車工業協会  
19年6月～12月：MarkLines Data Center

## 中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局